

今月のお知らせ

- ①写経体験のお知らせ
②借上げ住宅退去時のトラブルを避けるために

そろそろ本格的に冬支度の時期ですね。

今年は雪が多いかも…という噂を聞きました★

去年みたいに暖冬だと良いなあ…と思う今日この頃です。



お知らせ①

～ 脳活&リフレッシュ! 社協で写経をしませんか? ～

先月予告した、写経体験の詳細です! 曹洞宗の山岸俊道さんに写経の手ほどきを受け、心身ともにリラックスしましょう😊 写経には**集中力アップ、脳の活性化、字が上手くなる、姿勢の改善**等、良い事ばかり!

※ 教材をそろえる都合上、事前予約を
11月28日(金)まで安達・遠藤まで
お願いします。

※ 当日、午後1時からの避難者の集いに
参加される方はお弁当の注文を承ります。
予約時にお申し出下さい。

○ご飯つき弁当…320円

○おかずのみ弁当…220円



午後からの集いに福島県庁の栗山さんが来て、
来年度の家賃補助金申請書の書き方を教えて頂きます。

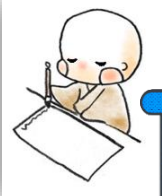
参加費
無料

持ち物
筆ペン

(もしあれば文鎮)
ぶんちん

場所
健康長寿センター
2階 和室

日時
12月5日(月)
10時～12時



集中!

お知らせ②

<民間借上げ住宅にお住いの皆さんへ>

退去時のトラブルを避けるために

借上げ住宅の場合、退去時の原状回復に要する費用は初回の家賃支払い時に県から貸主に対しお支払
しています。(1物件あたり家賃の1か月分)

しかし、入居者の皆さんの故意・過失・善管注意義務違反、その他通常使用を超えるものによる損耗
等の修繕費用は入居者の負担になる場合があります。以下の事に注意し、トラブルを回避しましょう!

◆退去時、できるかぎり貸主、管理会社等の立会いの下で部屋の現状確認をしましょう。

◆退去時に示された修繕費用の内訳に納得がいかない場合は、貸主側に十分な説明を求めましょう。

※当事者間で解決できないときは、物件所在地の簡易裁判所にご相談ください。

「民事調停」や「小額訴訟制度(60万円以下の金銭の支払いを求める訴えの場合)」の申立てができます。

※国土交通省では、原状回復の費用負担のあり方についての一般的な基準を公表しています。

国土交通省ホームページ

「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改定版)」

検索

困った時の
お問合せ先

山形県消費生活センター … ☎023-624-0999

(公社)山形県宅地建物取引業協会 … ☎0800-800-7509 (※)

(公財)全日本不動産協会山形支部 … ☎023-642-6658 (※)

(※)貸主側が会員になっている協会にご連絡ください。



◆お問合せ先…南陽市社会福祉協議会(担当 安達・遠藤まで)

【TEL 43-5888 *土日祝日除く 平日8:30~17:15】

